

経済産業省

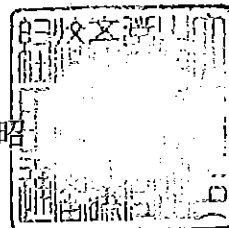
平成 20・09・17 商局第 1 号

平成 20 年 10 月 10 日

社団法人日本冷凍空調工業会

会長 東間 清信 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官 寺坂 信昭



消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について (事業者に対する再周知)

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号、以下「消安法」という。）に基づき、平成 19 年 5 月 14 日から施行されている重大製品事故情報報告・公表制度を補完する重要な制度として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の事故情報収集制度を再構築し、消費生活用製品に関する重大製品事故に当たらない事故（以下「非重大製品事故」という。）も含めた事故情報及びリコール情報の効果的な収集、公表、さらには製品事故の再発防止に努めてきております。

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれており、当省は、重大製品事故情報と併せて、事業者から寄せられた非重大事故情報を事故の再発防止のための重要な検討材料としています。こうした中、NITE の事故情報収集制度の重要性に対する認識はますます高くなってきており、事業者等から積極的に情報提供をいただき、18 年度の約 4 千件から 19 年度の約 7 千件と大きく増加しております。

一方、NITE に対して非重大事故情報の報告が行われていない、あるいは提出が遅れている場合も散見されます。早期の情報提供があれば製品事故の再発防止を効果的に講じることが可能な場合もあり、経済産業省といたしましては、こうした趣旨を理解いただき、より多くの事業者が NITE に対する情報提供に関し、積極的に対応されるよう再度お願いいたします。

このため、平成 19 年 4 月 9 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（平成 19・04・09 商局第 1 号）により、関係団体等に対して要請したところですが、今般、報告の対象等を明確にしつつ、下記の通り御連絡いたしますとともに、各団体におかれましては、会員各位に対し、それぞれ周知徹底いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

経済産業省

平成 20・09・17 商局第 1 号

平成 20 年 10 月 10 日

別添団体の長（各通）

経済産業省大臣官房商務流通審議官 寺坂 信昭

消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について （事業者に対する再周知）

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号、以下「消安法」という。）に基づき、平成 19 年 5 月 14 日から施行されている重大製品事故情報報告・公表制度を補完する重要な制度として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の事故情報収集制度を再構築し、消費生活用製品に関する重大製品事故に当たらない事故（以下「非重大製品事故」という。）も含めた事故情報及びリコール情報の効果的な収集、公表、さらには製品事故の再発防止に努めてきております。

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれており、当省は、重大製品事故情報と併せて、事業者から寄せられた非重大事故情報を事故の再発防止のための重要な検討材料としています。こうした中、NITE の事故情報収集制度の重要性に対する認識はますます高くなってきており、事業者等から積極的に情報提供をいただき、18 年度の約 4 千件から 19 年度の約 7 千件と大きく増加しております。

一方、NITE に対して非重大事故情報の報告が行われていない、あるいは提出が遅れている場合も散見されます。早期の情報提供があれば製品事故の再発防止を効果的に講じることが可能な場合もあり、経済産業省といたしましては、こうした趣旨を理解いただき、より多くの事業者が NITE に対する情報提供に関し、積極的に対応されるよう再度お願いいたします。

このため、平成 19 年 4 月 9 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（平成 19・04・09 商局第 1 号）により、関係団体等に対して要請したところですが、今般、報告の対象等を明確にしつつ、下記の通り御連絡いたしますとともに、各団体におかれましては、会員各位に対し、それぞれ周知徹底いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. NITE の事故情報収集制度について

非重大事故情報については、NITE の事故情報収集制度により収集していますので、以下にのっとり、提出いただくようお願いします。

(1) 報告の対象となる情報

以下の①、②、③の何れかに当たるもの。

- ①経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品事故に該当しないもの（非重大製品事故）
- ②経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故であって、報告義務が課せられている製造・輸入事業者以外の者からの報告
- ③経済産業省の所掌に属する消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等

(参考) 報告の対象となる非重大事故の目安

報告の対象となる非重大事故に該当する事象となる判断基準の目安は以下のとおりです。

- ① 重大製品事故が発生するおそれがあるもの
- ② 消費者がけがをしたとの情報があるもの

例えば、火災に至らないものの製品内部で焼損・発煙・発火・異常発熱したものや消費者がやけどをした事象は上記に必ず該当するものとみなします。製品破損については、上記に全てが該当するものではありませんが、単に外観や安全と無関係の性能に関するものを除き、前広に提出してください。

また、消費者の不注意、誤使用の疑いがある場合であっても、製品起因の可能性もあることから前広に提出してください。

なお、上記に全く該当しない性能に関する苦情や別の不可抗力による事故（例：ボールがぶつかった窓ガラスの破片でけがをした）は、対象外です。

(2) 報告方法及び報告先

製造事業者、輸入事業者、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体等は、NITE が定める様式に基づき、最寄りの NITE 本部又は支所へ速やか(目安としては事故の発生を知った日から 10 日以内)に報告していただくようお願いします (NITE が定める様式は添付資料を参照。また、NITE 本部及び支所一覧は別添 1 を参照。以下同様。)

また、事故情報収集にあたっては迅速・確実な情報収集が求められており、この観点から、消費者からの製品事故情報を最初に受ける可能性の高い販売事業者やブランド事業者(注)の役割の重要性が高まっております。これまでも販売事業者を含め製品事故情報の NITE への報告を要請してきたところですが、今般、特に上記の観点より販売・ブランド事業者に対しては、自ら積極的に又は製造事業者・輸入事業者等と連名で NITE に対する報告を行うよう特にお願いいたします。

(注) 製造・輸入は他の事業者が行っているが、ブランドや連絡先の表示等、対消費者との関係で責任を有していると考えられる製品(いわゆるプライベート製品や OEM 製品)の販売事業者がこれに該当します。

(3) 公表について

NITE では、収集した事故情報については、速報(最新事故情報)として通知を受けた事故内容のみ(ただし、既にリコール等されていて輸入又は製造事業者が自ら事業者名、型式等を公表している事故や経済産業省が事業者名、型式の公表をしている事故に限り事業者名、型式も付記します。)をHPに公表します。その後、NITE で事故原因を調査し、NITE 内で運営する外部有識者からなる委員会で審議した後、調査結果を公表します。この場合、事故原因が、製造不良等製品に起因する事故の場合は、輸入又は製造事業者名、製品の型式等も付記することとしています。

2. 業務用電気用品の事故報告について

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第2条に規定する電気用品であって、消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たらないもの(以下「業務用電気用品」といい、別添2に列記したものを指す。)の使用に伴い生じた事故(消安法第2条第5項に規定する重大製品事故か否かを問わない。)が発生したことを知った場合には、当該業務用電気用品の製造事業者又は輸入事業者(販売事業者・ブランド事業者が自らの名称で販売している場合は当該事業者を含み、連名での報告も可)は、NITE が定める様式に基づき、最寄りの NITE 本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いいたします。

3. 調整器等の液化石油ガス器具等の事故報告について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等における①調整器、②液化石油ガス用

継手金具付高圧ホース、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、及び④液化石油ガス用耐震自動ガス遮断器のうち、液化石油ガス販売事業者が所有するもの（以下「業務用 LP ガス器具」という。）については、消安法第 2 条第 1 項に規定する消費生活用製品に当たりません。

このため、上記の業務用 LP ガス器具における事故報告（消安法第 2 条第 5 項に規定する重大製品事故か否かを問わない。）について、業務用 LP ガス器具の製造事業者又は輸入事業者（販売事業者・ブランド事業者が自らの名称で販売している場合は当該事業者を含み、連名での報告も可）は、NITE が定める様式に基づき、最寄りの NITE 本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いします。

4. 消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用 LP ガス器具のリコール等情報について

製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用 LP ガス器具で製品事故につながる可能性が少しでもある事象によりリコール等（注）を実施する場合には、別添 3 及び別添 4 に基づき経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課製品事故対策室へ事前に報告（相談は更に早めに）していただくようお願いします。

場合によっては安全に関わるリコール等と考えられるものであっても、当省に事前に報告されていない場合もあり、こうした場合には結果的に不十分な方法で行われたり、消費者に十分に正確な情報が伝わらないまま行われるおそれもあります。このため、リコール等を実施する場合には、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課事故対策室に前広にあらかじめ相談いただくようお願いします。

（注）ここで言うリコール等とは、製品欠陥に伴うリコールのみではなく、必ずしも製品の欠陥によらずとも、消費者の安全の確保の観点から事業者が前広に行うものを含みます。また、製品回収のみに限らず、報道発表、社告、ホームページ等で交換、改修、引取り、当該製品の使用上の注意を呼びかける場合（不具合が発生した個別製品に対してのみ修理、交換等の対応を行うことを消費者に注意喚起する場合も含む）等の事故の発生及び拡大の可能性を最小限にするための事業者による様々な手段を含みます。

なお、リコール等の手段・方法については、「消費生活用製品のリコールハンドブック 2007」（<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/contents/recall/handbook.pdf> でダウンロード可能。）を参照してください。また、消費生活用製品のリコール社告については J I S 規格（J I S S 0 1 0 4 平成 2 0 年 6 月 2 0 日公示 <http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html> にて検索可能）が制定されておりますので、リコールの社告を行う場合は、J I S を参考にして下さい。

以上

(参考)

事故情報の報告先一覧

1. 消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品

	製造事業者又は輸入事業者	消費者、販売事業者*、設置 工事事業者*、修理事業者*、 関係団体、地方公共団体（消 費生活センター等を含む。） 等
重大製品事故	（消安法に基づく国への報告義務）	NITE
非重大製品事故	NITE	NITE

（注）なお、販売事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消安法第34条第2項に基づき、重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

2. 業務用電気用品及び業務用LPガス器具

	製造事業者又は輸入事業者
重大製品事故	NITE
非重大製品事故	NITE

経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

郵便番号	住 所	電話	F A X
100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1707	03-3501-6201
E-mail による通知先		seihin-anzen@meti.go.jp	

独立行政法人製品評価技術基盤機構本部及び支所一覧

所名	郵便 番号	住 所	電話	F A X
事故情報専用フリーダイヤルファックス (大阪本部に設置)				0120-23-2529
E-mail による通知先			jiko@nite.go.jp	
本 部	大 阪	540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館	06-6942-1114	06-6946-7280
	東 京	151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10	03-3481-1820	03-3481-1934
北 海 道 支 所	060-0808	北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2324	011-709-2326
東 北 支 所	983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18	022-256-6423	022-256-6434
北 関 東 支 所	376-0042	群馬県桐生市堤町 3-7-4	0277-22-5471	0277-43-5063
中 部 支 所	460-0001	愛知県名古屋市中央区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-951-1931	052-951-3902
北 陸 支 所	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-231-0435	076-231-0449
中 国 支 所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館	082-211-0411	082-221-5223
四 国 支 所	760-0023	香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5 F	087-851-3961	087-851-3963
九 州 支 所	815-0032	福岡県福岡市南区塩原 2-1-28	092-551-1315	092-551-1329

業務用電気用品の一覧

特定電気用品 ゴム絶縁電線 ケーブル(ゴム系のもの/導体の公称断面積が 22mm²以下) 単心ゴムコード より合わせゴムコード 袋打ちゴムコード 丸打ちゴムコード その他のゴムコード キャブタイヤコード(ゴム系のもの) ゴムキャブタイヤケーブル ビニルキャブタイヤケーブル (ゴム系のもの) 合成樹脂絶縁電線 ケーブル(合成樹脂のもの/導体の公称断面積が 22mm²以下) 単心ビニルコード 単心ポリエチレンコード より合わせビニルコード 袋打ちビニルコード 丸打ちビニルコード その他のビニルコード その他のポリエチレンコード キャブタイヤコード(合成樹脂のもの) 金糸コード ビニルキャブタイヤケーブル (合成樹脂系のもの) 温度ヒューズ つめ付ヒューズ 管形ヒューズ その他の包装ヒューズ タンブラースイッチ 中間スイッチ ロータリースイッチ 押しボタンスイッチ プルスイッチ ペンダントスイッチ 街灯スイッチ 光電式自動点滅器 その他の点滅器 箱開閉器 フロートスイッチ 圧力スイッチ 配線用遮断器 漏電遮断器 カットアウト ランプレセプタクル セパラブルプラグボディ 蛍光灯用ソケット 蛍光灯用スターターソケット	分岐ソケット キーレスソケット 防水ソケット キーソケット プルソケット ボタンソケット その他のソケット ねじ込みローゼット 引掛けローゼット その他のローゼット ジョイントボックス アンペア制用電流制限器 定額制用電流制限器 蛍光灯用安定器 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器 オゾン発生器用安定器 スチームバス用電熱器 サウナバス用電熱器 自動販売機 (電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するものに限り、乗車券用のものを除く。) 電気乗物 電気浴器用電源装置
特定電気用品以外の電気用品 ケーブル(ゴム系のもの/導体の公称断面積が 22mm²を超えるもの) 電気温床線(ゴム系のもの) 蛍光灯電線 ネオン電線	燃焼機器用変圧器 ナトリウム灯用安定器 殺菌灯用安定器 反発始動誘導電動機 分相始動誘導電動機

ケーブル(合成樹脂系のもの/導体の公称断面積が22mm ² を超えるもの)	コンデンサー始動誘導電動機
電気温床線(合成樹脂系のもの)	コンデンサー誘導電動機
金属製の電線管	整流子電動機
一種金属製可撓電線管	くま取りコイル誘導電動機
二種金属製可撓電線管	その他の单相電動機
その他の金属製可撓電線管	かご形三相誘導電動機
金属製のフロアダクト	電気ソーセージ焼き器
一種金属製線樋	電気茶沸器
二種金属製線樋	電気酒かん器
金属製のカップリング	電気湯せん器
金属製のノーマルベンド	毛髪加湿器
金属製のエルボー	タオル蒸し器
金属製のティ	電気消毒器(電熱装置)
金属製のクロス	電気育苗器
金属製のキャップ	電気ふ卵器
金属製のコネクター	電気育すう器
金属製のボックス金属製のブッシング	ベルトコンベア
その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品	電気製氷機
ケーブル配線用スイッチボックス(金属製)	電動脱穀機
合成樹脂製電線管	電動もみすり機
合成樹脂製可撓管	電動わら打機
CD管	電動縄ない機
合成樹脂製等のカップリング	選卵機
合成樹脂製等のノーマルベンド	洗卵機
合成樹脂製等のエルボー	昆布加工機
合成樹脂製等のコネクター	するめ加工機
合成樹脂製等のボックス	電気製めん機
合成樹脂製等のブッシング	電気肉ひき機
合成樹脂製等のキャップ	電気肉切り機
その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品	電気パン切り機
ケーブル配線用スイッチボックス(合成樹脂製)	電気かつお節削機
筒形ヒューズ	電気氷削機
栓形ヒューズ	電気洗米機
リモートコントロールリレー	野菜洗浄機
カットアウトスイッチ	ほうじ茶機
カバー付ナイフスイッチ	包装機械
分電盤ユニットスイッチ	おしぼり包装機
電磁開閉器	荷造機械
ライティングダクト	自動印画定着器
ライティングダクト用のカップリング	自動印画水洗機
ライティングダクト用のエルボー	事務用印刷機
ライティングダクト用のティ	あて名印刷機
ライティングダクト用のクロス	タイムレコーダー
ライティングダクト用のフィードインボックス	タイムスタンプ
ライティングダクト用のエンドキャップ	帳票分類機
ライティングダクト用のプラグ	コレクター
ライティングダクト用のアダプター	番号機
その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器	硬貨計数機
表示器用変圧器	紙幣計数機
ネオン変圧器	ラベルタグ機械
洗濯物仕上機械	
洗濯物折畳み機械	
おしぼり巻機	
自動販売機(乗車券用のものを除く。)	
両替機	

理髪いす 電気黒板ふきクリーナー 電気床磨き機 電気靴磨き機 サイレン 電気金切り盤 電気みぞ切り機 電気角のみ機 電気チューブクリーナー 電気タッパー 広告灯 検卵器 電子式金銭登録機 ジュークボックス 高周波ウェルダー アーク溶接機 電気さく用電源装置	
--	--

(注1) 上記の中には消費生活用製品の一部として組み込まれる部品も含む。

(注2) 今後、一般消費者の使用状況や製品の販路等を踏まえ、上記に分類されるものを消費生活用製品に変更する場合もある。

年 月 日

製品リコール等開始の報告書

経済産業省商務情報政策局製品安全課長 殿

事業者名：

報告者の役職及び氏名：

下記の製品について、リコール等（点検・修理・回収等）を行うこととしましたので、報告します。

記

1. 製品名（品名（ブランド名）を含む。）
2. 機種、型番、製造番号
3. 製造期間（輸入期間、販売期間）、製造台数（輸入台数、販売台数）、対象台数
4. リコール等に至る経緯
5. リコール等の対策内容（具体的に記載すること。）
6. 対策開始予定年月日
7. 当該製品使用者及び販売者に対する周知方法
8. 記者発表等の有無
9. 本件の連絡先

年 月 日

製品リコール等進捗状況の報告書

経済産業省商務情報政策局製品安全課長 殿

事業者名：

報告者の役職及び氏名：

年 月 日に製品リコール等開始の報告書を提出しましたが、その後の当該製品のリコール等（点検・修理・回収等）の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1. 製品名（品名（ブランド名）を含む。）
2. 機種、型番、製造番号
3. 対象台数、対策開始日
4. リコール等の対策済台数（ 年 月 日現在）
5. 進捗率
6. その他（リコール等実施方策等）
7. 本件の連絡先

(nite 様式・1)

(注) ※印の欄には記入しないでください。

取扱注意

報告書
(製造事業者、輸入事業者用)

※ 管 理 番 号

※ 受 付 年 月 日

年 月 日

製 品 名	品名 (ブランド名)			
	機種・型式等		(生産国名:)	
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 頃			
火 災 の 有 無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無 1.有 2.無 (全損・一部破損・不明)
人 的 被 害 区 分	①死亡 () 名			
	②負傷又は疾病 (治療に要する期間が 30 日以上のもの) () 名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 () 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 () 名 3.嗅覚の障害 () 名 4.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 () 名 5.肢体不自由 () 名 6.循環器機能の障害 () 名 7.呼吸器機能の障害 () 名 8.消化器機能の障害 () 名 9.泌尿器機能の障害 () 名			
	③負傷又は疾病 (治療に要する期間が 30 日未満のもの) () 名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 () 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 () 名 3.嗅覚の障害 () 名 4.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 () 名 5.肢体不自由 () 名 6.循環器機能の障害 () 名 7.呼吸器機能の障害 () 名 8.消化器機能の障害 () 名 9.泌尿器機能の障害 () 名			
	④人的被害なし			
事 故 内 容	①事実関係 (詳細を記述してください。)			
	・同一機種による類似事故の発生件数: 件 (本件を除く) ・当該製品の周辺への被害拡大の有無: 1.あり (その概要) 2.なし ・リコール実績の有無: 1.あり (年 月) 2.なし			
	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.その他 () (以下、詳細を記述してください。)			
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他 () (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述してください。)			

	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称) (連絡先)
	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称) (連絡先)
事故を認識した 契機と日	(認識した契機)
	(認識した年月日) 年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所	● (住所)
	(具体的場所)
当該型式品の 製造時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
当該型式品の 輸入時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
当該型式品の 販売時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
製造・輸入事業者の 名称及び所在地	(名称):
	(報告者の業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者
	(届出の有無) 1.あり(根拠となる法律名:) 2.なし
	(所在地):
	(電話番号):
	(担当部署):
所属の業界団体名 及び同所在地	(担当部署電話番号):
	● (担当者役職):
	● (担当者氏名):
	(名称)
	(住所):
	(電話番号):

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) ・ ●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

(nite 様式-1) 補足資料

① 被害者	フリガナ		性別	1.男 2.女 ● (年齢: 歳)
	(姓)	(名)		
	(住所)		(電話番号)	
購入先企業名 ()				
② 人的被害区分	1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素中毒 17.一酸化炭素以外の中毒 () 18.窒息 19.感電 20.その他 ()			
③ 治癒状況	1.完治 2.治療中 3.不明 全治 (日間・内入院 日間・通院 日間)			
●④ 被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り (代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪 (他の要望なし) 8.その他 () 9.要望なし			
	(内容)			
●⑤ 被害者への措置	1.被害金額の支払 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り (代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない 11.被害者と交渉中 12.係争中 (裁判等) 13.謝罪 14.その他 ()			
	前項 2.～5.において	1.有償 2.無償	被害者の反応	1.納得 2.納得しない
	(内容)			
	(提示金額: 円) (支払金額: 円)			

(注) ①～⑤については、被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入してください。

⑥ 事故製品の所有者	フリガナ			
	(姓):	(名):		
	(住所)		(電話番号)	
⑦ 製品の購入等年月 日及び入手先	年 月 日購入		製品の使用期間	年 ヶ月使用
	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他 () 13.不明			
⑧ 貼付されている マーク等の名称			取扱説明書の有無	1.有 2.無 3.不明
			保証書添付の有無	1.有 2.無 3.不明
			保証書の有効期限	購入日・製造日より 年 月

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) ・ 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付してください。

- ・ 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を②～⑤の欄の情報と併せて nite に提供することを、被害者本人に同意を得る必要があります (ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)
- ・ 上記⑥の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑦の欄の情報と併せて nite に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要があります (ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)
- ・ 上記①、⑥の太線で囲まれた欄 (住所については町村以下の部分に限る。) 及び●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

通 知 書

(nite 様式-2)

(販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)用)

(注) ※印の欄には記入しないでください。

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日

取扱注意

製 品 名 品名(ブランド名)			
機種・型式等		生産国名:	
製品に付されている表示又はマーク		取扱説明書の有無 有 ・ 無	
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時頃		
事故発生場所	● (住所) (具体的場所)		
被害者	●氏名: 性別: 男 ・ 女 ●年齢: 才		
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無
人的被害の概要	1.死亡()名 2.負傷又は疾病(全治30日以上のもの)()名 3.その他軽傷又は疾患(病院治療()名・家庭内治療()名) 4.骨折 5.打撲 6.裂傷 7.擦過傷 8.火傷 9.皮膚障害 10.視覚障害 11.聴覚又は平衡機能障害 12.嗅覚機能の障害 13.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 14.肢体不自由 15.循環器機能の障害 16.呼吸器機能の障害 17.消化器機能の障害 18.泌尿器の機能の障害 19.一酸化炭素以外の中毒() 20.窒息 21.感電 22.その他() ☐ 人的被害なし		
人的被害以外の被害状況	1.製品破損の有無 有 ・ 無 2.当該製品の周辺への被害拡大の有無 有(その内容) ・ 無		
製品の購入及び使用状況	購入年月日: 年 月 日 使用期間: 年 ヶ月(日) 購入先:		
事故内容	(詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。)		
事故原因 (貴所における所見)			
●被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品交換 3.修理・点検 4.引き取り(代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪(他になし) 8.その他()		
製造事業者等の名称及び所在地	(名称): (業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者 3.発売元 4.その他 (所在地): (電話番号): ●(担当者氏名):		

通 知 書 作 成 者	(名称・機関名) e-mail :	(氏名)
	(住所) (FAX) :	(電話番号) :
事故品の提供及び 事故品の解体 についての確認	事故品提供について（事故品をn i t eに提供していただけますか。）→ 可 ・ 否 事故品返却について（提供いただける場合は、返却する必要がありますか。）→ 要 ・ 否 事故品解体について（試験によって解体してもよろしいですか。）→ 可 ・ 否	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) ・通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載（住所については町村以下の部分に限る。）は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。